第７章　障がい児福祉計画

第７章　障がい児福祉計画

■７－１　成果目標

１．目標値設定

（１）障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

《認可保育園》

保育所では、平成 28 年度末の受け入れ人数は 16 人であり、第５期では各年２人ずつの増加で見込んでいます。

《認定こども園》

認定こども園では、平成 28 年度末の受け入れ人数は４人となっています。市では、平成 30 年度以降、順次、公立幼稚園を認定こども園に全園移行するなど、認定こども園を増やしていく予定であり、第 5 期においては、認定こども園の増加に合わせて受け入れ見込みを大幅増としています。

《幼稚園での障がい児の受け入れ（公立幼稚園)》

公立幼稚園での平成 28 年度の受け入れ人数は 14 人となっています。前述のように、公立幼稚園は平成 30 年度以降、順次、全園が認定こども園に移行することから、第 5 期の最終年である平成 32 年度においては、受け入れ見込みを０人としています。

《放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ》

平成 28 年度末に放課後児童クラブで受け入れた障がい児数は６人となっています。第５期においては、受け入れを増加していきます。

事　項	平成 28 年度末の実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	16	19	21	23
認定こども園	4	38	42	46
放課後児童健全育成事業	6	12	14	16
幼稚園	14	1	0	0

〈障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備に係る方策〉

・幼児期の教育・保育施設において、特別支援担当の幼稚園教諭や加配保育士の配置に努め、障がい児の受け入れが可能となるよう図ります。
・幼稚園教諭、保育士の研修参加や、保育所等訪問支援事業所等との連携により、障がいへの理解や資質向上、一人ひとりの障がい児にあった対応の充実を図ります。
・放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れるクラブの確保に努めるとともに、放課後児童支援員の研修参加を促進し、障がい児への対応に係る資質向上を図ります。

（２）障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

	設置方法	設置時期	備　　考
児童発達支援センターの設置	単独設置	平成30年	国指針：各市町村に少なくとも１箇所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〈具体的な方法〉

・市内に所在する社会福祉法人が平成 30 年度に福祉型児童発達支援センターを開所予定であり、連携を図ります。

② 保育所等訪問支援の充実

	構築時期	備　　考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成30年	国指針：全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

〈具体的な構築方法〉

・平成 30 年度に開所する福祉型児童発達支援センターにおいて、保育所等訪問支援事業を実施予定であるため連携を図ります。また、ニーズに対応できる体制整備を図るため、保育所等訪問支援事業所の増加にむけて、関係機関等への参入促進を行います。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	確保方法	確保時期	備　　考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	平成30年	国指針：各市町村に少なくとも１箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

〈具体的な確保方法〉

・現在対象児が少数であり、市内外の事業所によってニーズを充足できている状況にあります。しかし、今後のニーズ増にも対応できるように、事業所の参入促進を行い、提供量の確保に努めます。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

	設置方法	設置時期※	備　　考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	平成30年	国指針：各市町村において設置。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

※国指針においては、平成 30 年度末までに確保することとされている

〈具体的な確保方法〉

・自立支援協議会の子ども・療育部会に医療的ケア児支援の協議機能を追加して対応します。

■７－２　障害児通所支援

（１）児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。

第４期では、利用実績が計画値を上回っています。

【見込み量の算出根拠】

利用者の実績や平成３０年度から事業所が増えることを考慮し、第５期は各年５人ずつの増加で見込んでいます。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	25	31	38	63	68	73
実績値	人/月	42	48	58	－	－	－
計画と実績の差		17	17	20			

利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	450	558	684	766	827	887
実績値	日/月	674	709	705	－	－	－
計画と実績の差		224	151	21			

資料：社会福祉課　　・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】

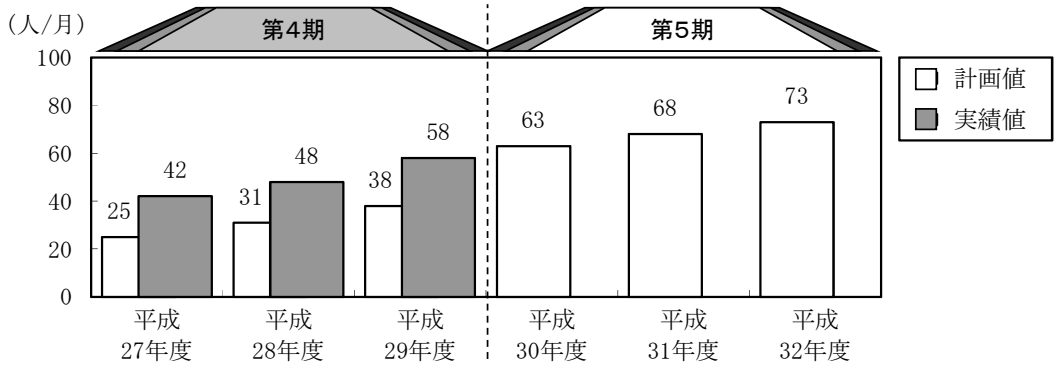

【利用量】

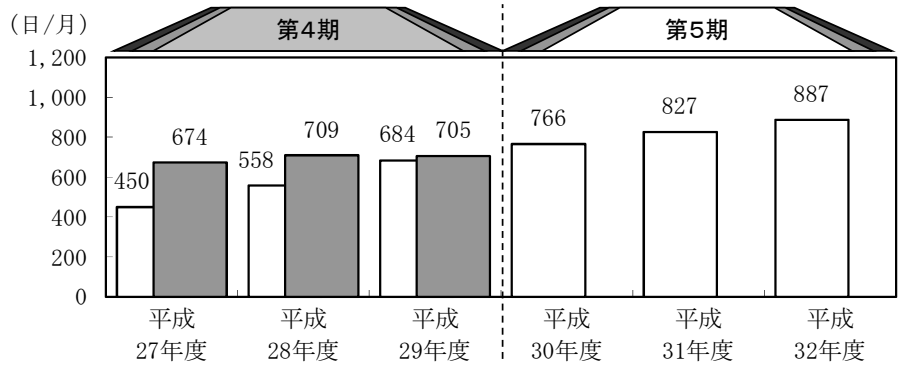

（２）医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等を利用し、児童発達支援及び治療を行います。

第４期では、利用実績が計画値を大きく下回っています。

【見込み量の算出根拠】

利用実績は４～５人程度であり、また利用量は減少傾向にあります。第５期においては、平成 29 年度の実績をもとにしながら、微増で見込んでいます。また、利用量は、一人あたり月 11.6 日利用することで設定しています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	9	10	10	4	5	5
実績値	人/月	5	4	4	－	－	－
計画と実績の差		△4	△6	△6			

利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	171	190	190	46	58	58
実績値	日/月	101	68	46	－	－	－
計画と実績の差		△70	△122	△144			

資料：社会福祉課　　・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】

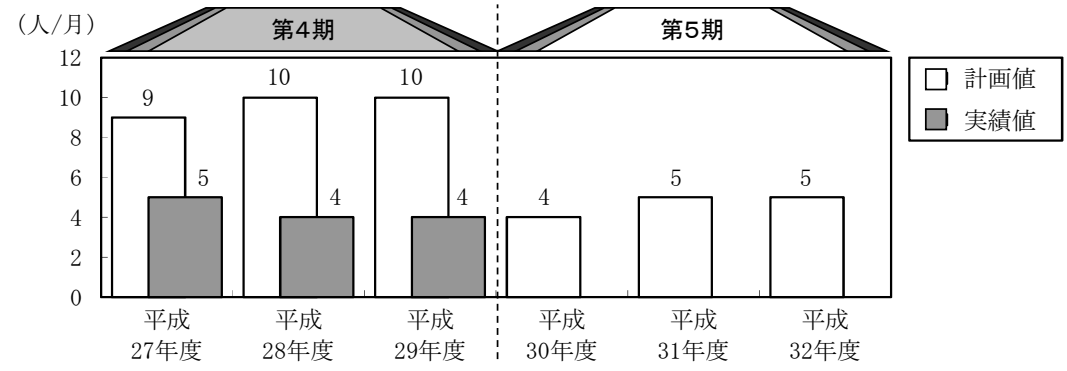

【利用量】

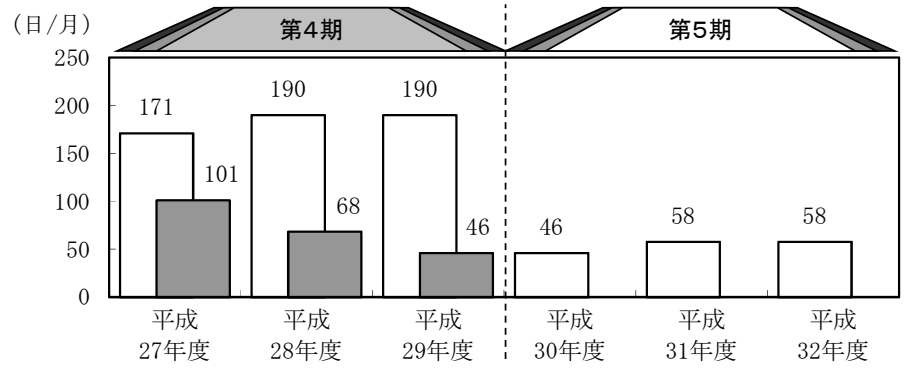

（３）放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。

第４期では、利用者の実績が計画値を上回っており、さらに増加で推移しています。

【見込み量の算出根拠】

利用実勢は増加を続けています。第５期では利用状況に基づきながら、各年５人ずつ増加することを見込んでいます。なお、利用量は、一人あたり月 16.6 日利用することで算出しています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	101	107	114	180	185	190
実績値	人/月	117	157	175	－	－	－
計画と実績の差		16	50	61			

利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	1,515	1,605	1,710	2,991	3,074	3,157
実績値	日/月	1,830	2,577	2,908	－	－	－
計画と実績の差		315	972	1,198			

資料：社会福祉課　　・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】

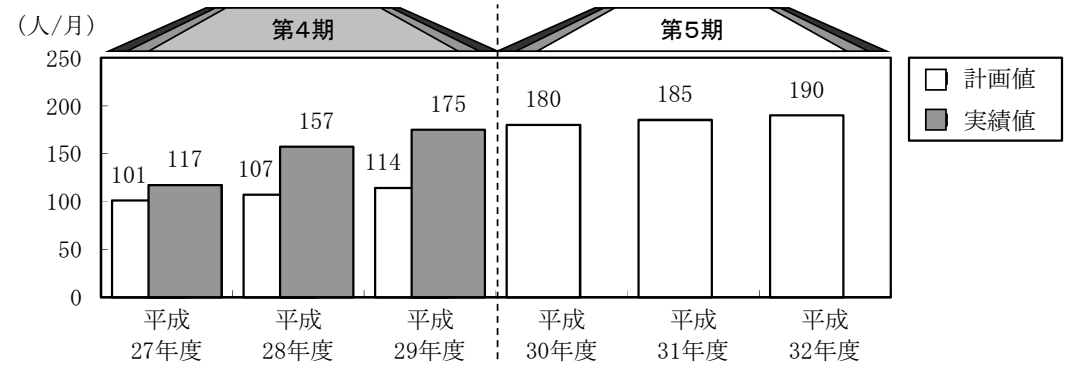

【利用量】

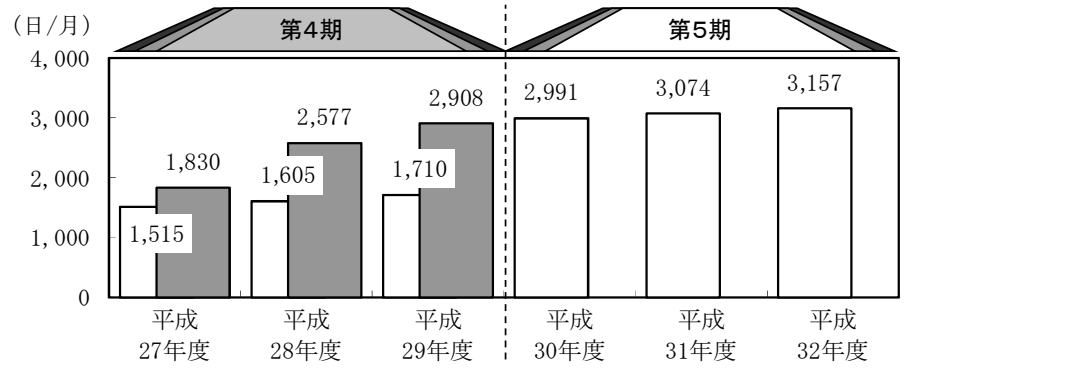

（４）保育所等訪問支援

保育所やその他児童が集団生活する施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

第４期では市内に事業所がないことから利用実績がありません。

【見込み量の算出根拠】

現在は事業所がありませんが、第５期は市内の社会福祉法人が平成３０年度より保育所等訪問支援事業を開始することに伴い、各年２名ずつの増加で見込んでいます。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	－	－	－	2	4	6
実績値	人/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	－	－	－	0	－	－
実績値	日/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課　　・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】

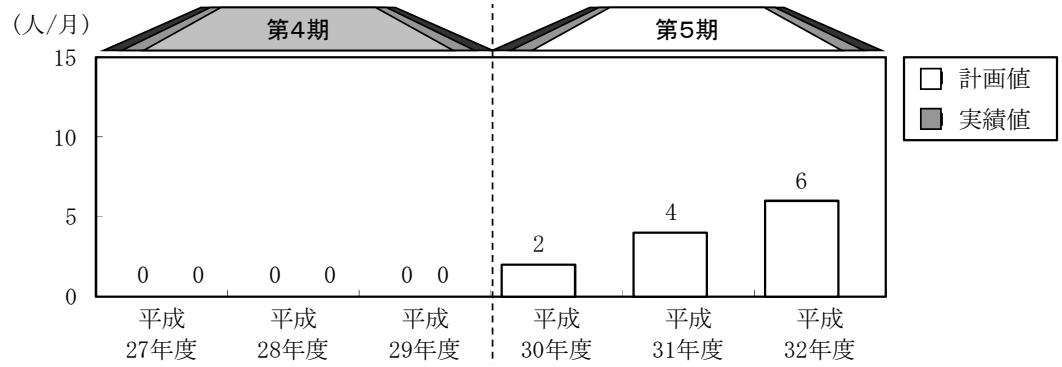

（５）居宅訪問型児童発達支援【新】

居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度から創設される新しいサービスです。重度の障がい等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

【見込み量の算出根拠】

サービス開始に向けて準備を進め最終年度での実施を見込んでいます。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	―	―	―	0	0	2
実績値	人/月	0	0	0	―	―	―
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	―	―	―	0	0	―
実績値	日/月	0	0	0	―	―	―
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課　　・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】

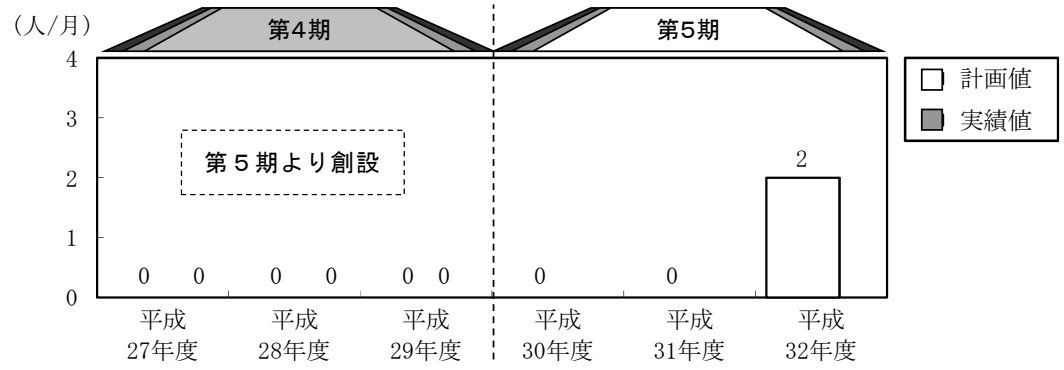

（６）障害児相談支援

障がい児が通所支援を利用する際、利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、情報提供などの支援を行います。

第４期では、利用実績が計画値を上回り、さらに増加傾向で推移しています。

【見込み量の算出根拠】

現状を踏まえながら、第５期計画では各年２人ずつの増加としています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	24	29	34	50	52	54
実績値	人/月	25	38	48	－	－	－
計画と実績の差		1	9	14			

資料：社会福祉課　　・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】

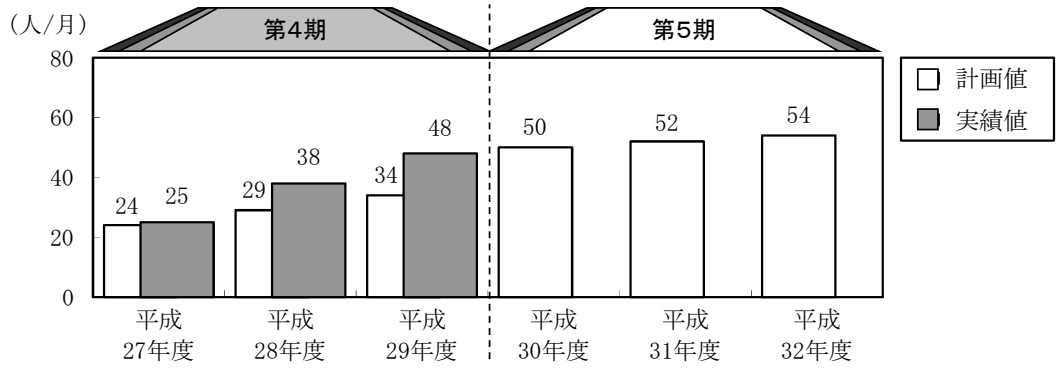

（7）医療的ケア児の支援コーディネーター

医療的ケア時の支援コーディネーターは、第５期計画から新たに見込量設定する項目です。

【見込み量の算出根拠】

第５期から新しく国から示された項目です。サービス開始に向けて準備を進め最終年度で利用を見込んでいます。

配置人数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人	－	－	－	0	0	1
実績値	人	－	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

資料：社会福祉課　　・平成 29 年度は、見込みの数値。

【配置人数】

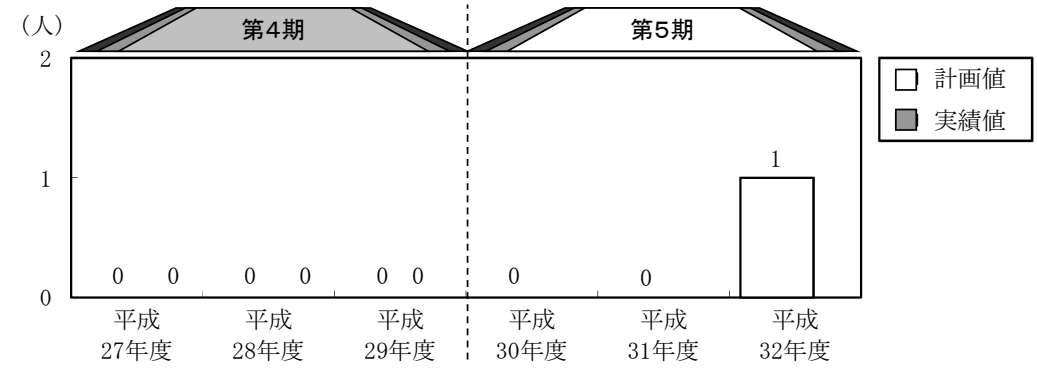

【障害児通所支援等一覧】

		単位	実績			見込み		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用者	人/月	42	48	58	63	68	73
	利用量	日/月	674	709	705	766	827	887
医療型児童発達支援	利用者	人/月	5	4	4	4	5	5
	利用量	日/月	101	68	46	46	58	58
放課後等デイサービス	利用者	人/月	117	157	175	180	185	190
	利用量	日/月	1,830	2,577	2,908	2,991	3,074	3,157
保育所等訪問支援	利用者	人/月	0	0	0	2	4	6
	利用量	日/月	0	0	0	0	－	－
居宅訪問型児童発達支援【新】	利用者	人/月				0	0	2
	利用量	日/月				0	0	－
障害児相談支援	利用者	人/月	25	38	48	50	52	54
医療的ケア児の支援コーディネーター	利用者	人	－	0	0	0	0	1

※平成29年度は実績見込み

（8）障害児通所支援等のサービス見込量確保のための方策

障害児通所支援の各サービスのニーズを満たす供給量を確保するために、利用者数の推移やニーズの動向を十分に把握しながら、サービスの提供が不足しないようサービス事業所との調整や新規参入促進などを図ります。

また、提供量の量的なの確保とともに、資質の向上も不可欠であるため、研修等による日頃からの資質向上を各事業所に促すとともに、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や、事業所が少ない保育所等訪問支援の事業所増を図るなど、障害児通所支援を利用しやすい環境づくりに努めます。

居宅訪問型児童発達支援等の新しいサービスについては、サービス内容の周知を図るほか、事業所に対してもサービス内容や利用ニーズなどの情報提供を行い、参入促進を図ります。